

平成27年度分の住民税が課税されていない皆さんへ 臨時福祉給付金の申請を受け付けます

【申請先・問い合わせ】 生活支援課 ☎22・9664 FAX22・9661

「臨時福祉給付金」とは

消費税率引き上げの影響などを考慮して、所得の低い人に対して臨時特例的な給付措置を行うものです。

◆支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない人
※次の場合は対象になりません。

- 住民税が課税されている人に扶養されている場合
- 生活保護の受給者である場合 など

◆支給額

1人当たり 6,000円

◆提出書類 申請書

※確認書類の写しの添付が必要な場合があります。

◆申請先

平成27年1月1日時点で住民票がある市区町村

《伊賀市の場合》

◆申請方法

支給対象になる可能性がある人がいる世帯には、8月上旬に申請書を郵送でお届けします。

◆受取方法

申請書に記載された口座へ10月以降に順次振り込みます。

◆申請期間

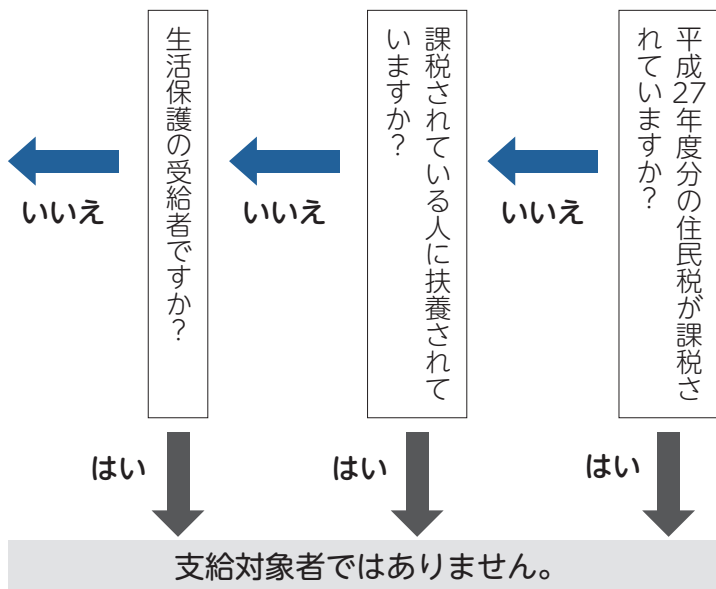
8月10日(月)～平成28年2月10日(水) ※必着

◆申請書の提出先

生活支援課給付金受付窓口・各支所住民福祉課
※申請書に同封の返信用封筒で郵送も可能です。

▼あなたは支給対象者？
わからない場合は
チェックしてみましょう

《支給対象者診断チャート》



Q 自分に住民税が課税されているかどうかは、どうすればわかりますか？

A

次に該当する場合には基本的に住民税が課税されています。

- 給与明細書に「住民税」の課税額が記載されている場合
- 介護保険料の通知書に記載されている「所得段階」が6段階以上の場合
- 給与や年金が左の表の非課税限度額以上の場合



【参考】

住民税が課税されない 収入金額の目安

《給与所得者》

| 区分 | 非課税限度額 |
|--------|---------|
| 単身 | 93万円 |
| 夫婦 | 137.8万円 |
| 夫婦・子1人 | 168.3万円 |
| 夫婦・子2人 | 209.9万円 |

《年金所得者》

| 区分 | 非課税限度額 | |
|----|--------|---------|
| 単身 | 65歳以上 | 148万円 |
| | 65歳未満 | 98万円 |
| 夫婦 | 65歳以上 | 192.8万円 |
| | 65歳未満 | 147万円 |

◆公共交通を利用した通勤をはじめませんか

7月から9月は公共交通機関利用促進期間

【問い合わせ】総合政策課
☎22-9663 FAX22-9672



市民生活に欠かすことのできない鉄道やバスなどの公共交通機関は、クルマ社会の急速な進行や少子化などの影響で利用者の減少が続き、路線の維持が難しくなっている状況が全国的にみられます。このままでは、いつか公共交通がなくなってしまうということになるかもしれません。

市では、市内公共交通の維持・活性化や二酸化炭素(CO₂)削減などを目的として、7月から9月を公共交通機関利用促進期間と位置づけ、積極的な利用の促進に取り組んでいます。

◆**将来のことを考えると公共交通機関の確保が必要**

公共交通はクルマなどの移動手段を持たない高齢者や子どもなどにとって不可欠であることはもちろん、普段はクルマを利用している人にとってもいざというときの代替手段として必要です。今後さらに高齢化が進みクルマを運転できなくなる人が増えることを考えると、今から公共交通を確保していくことが重要です。

また、公共交通は観光客など来訪者の移動手段としても必要であり、地域の活性化にもつながります。

さらに公共交通は環境への負荷も軽減でき、旅客1人を輸送する場合のCO₂排出量はクルマ利用と比べ、バスは約1/3、鉄道は約1/8です。地球温暖化防止のためにも公共交通を積極的に利用しましょう。

◆**運動不足の解消やストレスの軽減にも**

クルマで移動するとき、運転による疲れや目的地での駐車場探しなどが心配だと思います。公共交通ならその心配は不要です。また、駅や停留所まで歩くことで運動不足を解消できたり、クルマの運転によるストレスを軽減できるなど心身の健康増進にもつながります。公共交通を利用してみるとそれが実感できるのではないのでしょうか。

◆**ワンモア運動実施中!**

市では、公共交通ワンモア運動を実施しています。ワンモア運動とは、公共交通を週に1回利用している人は週2回に、月に2回利用している人は月3回に、全く乗らない人はまず年に1回利用しようという運動です。1人の利用が1回増えるだけでも大きな力になります。通勤やお出かけのときなど、たまには気分を変えて公共交通を利用してみてはいかがでしょうか。

パブリックコメント(ご意見)募集

史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画(中間案)



伊賀国庁跡(坂之下)は、律令制下における下国の役所跡の実態をよく残す事例として平成21年7月、国史跡に指定されました。また、史跡伊賀国庁跡を適切に保護し、その価値を将来に伝えていくため、平成22・23年度に『史跡伊賀国庁跡保存管理計画』を策定しました。

そして、平成26年度から史跡とその周辺の保全、公有化した史跡範囲の整備や活用の計画について『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』を策定しています。

これまでにまとめた計画の中間案に対し、市民の皆さんのご意見を募集します。

【募集内容】『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』(中

間案)に対するご意見

【閲覧方法】文化財課・各支所振興課・各地区市民センターにある資料または市ホームページをご覧ください。

【提出方法】住所・氏名・電話番号・意見の件名を記入し、ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出された意見は、計画策定の検討資料とし、市の意見と併せて市ホームページで公表します。

※個別の回答はしません。また、提出された意見書などは返却しません。

【募集期間】7月21日(火)~8月21日(金)

【提出先・問い合わせ】

〒518-1422

伊賀市平田642番地の1

伊賀市教育委員会事務局文化財課

☎47-1285 FAX47-1290

✉bunkazai@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課、各地区市民センターでも受け付けます。